

プロジェクト **リース**項目 **第 487 回企業会計基準委員会で聞かれた意見****本資料の目的**

1. 本資料では、第 487 回企業会計基準委員会（2022 年 9 月 21 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

**IFRS 第 16 号における設例の取扱い（リースの識別）****（使用を指図する権利の設例について聞かれた意見）**

2. 使用を指図する権利に関して、資産の使用方法が事前決定され、かつ顧客に稼働権がある場合については、現時点で採り入れる予定の設例の中では、説明されていないので、IFRS 第 16 号の設例 5「トラックのレンタル」を我が国の状況に合わせた形で採り入れてはどうか。
3. 使用を指図する権利の有無を会計基準本文の定めのみで判断することは難しいので、実務にばらつきが生じる懸念がある。そのため、使用を指図する権利の考え方を補足する指針等があった方が良く考える。

**（入替権の設例について聞かれた意見）**

4. IFRS 第 16 号の設例 1「鉄道車両」の設例は、入替権を説明しており、入替権の設例はほかの設例を取り入れている。この設例 1 は、我が国の実情と異なっているようにも思われるため、あえて取り入れるまでの必要性はないと考える。
5. 入替権は、使用を指図する権利と比較し分かり易く、改正リース適用指針の設例に採り入れる予定の IFRS 第 16 号の設例 2 及び設例 4 で理解できるため、設例 1「鉄道車両」は、採り入れないで問題ないと考ええる。

**リース会計基準等の改正に伴い改正又は修正が必要となる可能性がある基準等の改正案**

**(日本公認会計士協会が公表している実務指針等の改正案)**

6. キャッシュ・フロー計算書の表示区分について、借手のリースの会計処理について IFRS 第 16 号「リース」と同様に単一の会計処理モデルが採用されるため、オペレーティング・リースに区分されていたリースの支出が、「営業活動によるキャッシュ・フローの区分」から「財務活動によるキャッシュ・フローの区分」に変更されるという改正案について、他の財務諸利用者の意見と同じく賛成する。

**経過措置の検討****(適用時期)**

7. 基準の公表から強制適用までの期間は、2 年で十分かどうかについて実行可能性の観点から慎重に検討する必要があると考える。国際的な会計基準との整合性に関して 3 年から 5 年程度の一定の期間のタイムラグが許容されるのであれば、会計基準の早期適用を認めるため、強制適用までの期間については準備期間を十分に設ける観点から 1 年程度延ばして 3 年とする方が良いのではないかと考える。
8. 強制適用までの期間について 2 年を基礎として検討を進めることに賛成する。ただし、改正リース会計基準等の変更箇所は細かな点も含めて非常に多いため、企業が具体的な準備を始める段階で、事務局が想定していない論点が出てくる可能性があり、準備期間については、公開草案を通じて関係者の意見を丁寧に聞いた上で判断する必要があると考える。
9. 適用時期について、期首からの強制適用という前提で、会計基準の公表から 2 年程度開けるとする事務局の提案は、検討の出発点として妥当であると考え。適用時期を決定するにあたっては、適用時期に与える諸要因（例えば、負荷がかかる実質的なリースの遡及的な判断・適用時の開示など）に対して、負荷を軽減する簡素な定め、実務負担の軽減措置などを挙げて、会計基準の公表からどの程度の準備期間を設けることが妥当であるかを、関係者の懸念を聞きながら、整理していただきたい。
10. 契約にリースが含まれているかどうかを改正リース会計基準の適用時に見直す場合、準備期間が 2 年で十分であるかどうかについて、関係者の意見を十分に確認していただきたい。

**(貸手の経過措置)**

11. 現行のリース会計基準でリースとして会計処理されていない契約が改正リース会計基準等でリースに該当する場合、オペレーティング・リースであることが多いと考えられる。貸手におけるオペレーティング・リースに係る会計処理はサービスに係る会計処理と相違がないため、コストとの関係で適用初年度にリースを含むかどうかを見直す必要があるのか再度分析が必要であるとする。

以 上